

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産 業 建 設 常 任 委 員 会	会 議 場 所 全 員 協 議 会 室	
		担 当 職 員 佐 藤	
日 時	令 和 3 年 9 月 1 4 日 (火 曜 日)	開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
		閉 議	午 後 2 時 2 4 分
出 席 委 員	◎ 赤 坂、○ 奥 野、田 中、小 川、藤 本、木 曾、菱 田、(福 井 議 長)		
出 席 理 事 者	【産業観光部】由良部長 [商工観光課]三宅課長、元古副課長、橋本主幹 [農林振興課]松本課長、森宮農推進係長 [農地整備課]並河課長、小西副課長 【まちづくり推進部】関部長、伊豆田事業担当部長 [都市整備課]清水課長 [土木管理課]澤田課長 [建築住宅課]内藤課長、細江副課長 【上下水道部】西田部長 [総務・経営課]木村課長、人見副課長 [水道課]吉村課長		
出 席 事 務 局	山内事務局長、佐藤主任		
傍 聴 者	市 民 0 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 3 名 (木 村、松 山、齊 藤)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

- 1 開 議 (赤 坂 委 員 長 あ い さ つ)
- 2 事 務 局 日 程 説 明
- 3 所 管 分 付 託 議 案 審 査 (説 明 ～ 質 疑)

[上 下 水 道 部 入 室]

(1) 第 3 号 議 案 令 和 3 年 度 亀 岡 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

- ・ 上 下 水 道 部 長 あ い さ つ
- ・ 水 道 課 長 説 明

1 0 : 0 6

[質 疑 な し]

1 0 : 0 6

[上 下 水 道 部 退 室]

[ま ち づ く り 推 進 部 入 室]

(1) 第 1 号 議 案 令 和 3 年 度 亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) 所 管 分
(ま ち づ く り 推 進 部 所 管 分)

・まちづくり推進部長あいさつ

・所管課長順次説明（歳出歳入一括）

10 : 15

[質疑]

<田中委員>

21 ページ、住宅管理経費増について、これで、車垣内住宅の住民は全て移転することになるのか。

<建築住宅課長>

そのとおりである。

<田中委員>

跡地利用の具体的な計画はあるのか。

<建築住宅課長>

今年度中に、現存する建物の除却を予定しており、その後の利用については、基本的に売却の方向になると思うが、地元の意向も確認しながら検討していく。

<小川委員>

13 ページ、交通安全施設整備経費増について、防犯灯はどのぐらい設置されるのか。

<土木管理課長>

全体で1, 320 メートルあり、今年度はそのうちの900 メートルに設置する。馬路町三日市の交差点付近から、東に行き、カーブの辺りまでである。あと500 メートル残るが、それは次年度に予算要求したいと考える。

<小川委員>

何灯つくのか。

<土木管理課長>

今年度は20 灯である。

10 : 17

（２）第10号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

・都市整備課長説明

10 : 23

[質疑]

<木曾委員>

トイレの位置がBBQ場から遠いがどうにかならないのか。

<都市整備課長>

御指摘のとおり、BBQ場から300 メートル離れており、徒歩で4～5分ぐらいかかる。男子・女子・多目的トイレがあり、水道施設も併設している。距離からいうと十分に行ってもらえる距離であると考えます。

<赤坂委員長>

300 メートルは大分遠いと考えますがどうか。

<都市整備課長>

来年度から指定管理者制度を導入して、管理していただくが、これから募集していく中で、そのような提案を含めてやっていきたいと考える。河川敷内なので、管理棟含

めて建物等は建てていない。

<木曾委員>

今はもうこれで仕方がないが、できれば、保津浄化センターをお借りして、管理棟とトイレ設置を考えていただきたい。

<都市整備課長>

検討していきたいと思う。

<菱田委員>

ごみ問題について、どのように指導するのか。

<都市整備課長>

長期休暇に多くの方に利用いただいている。大半の方は、ごみを持ち帰っておられるが、ごみを捨てて帰る方もおられるので、定期的にパトロールして、ごみを回収している。また、啓発看板を設置して注意を促している。

<藤本委員>

指定管理者を置くということだが、清掃義務や条例、使用規定の整備を考えているのか。

<都市整備課長>

これから指定管理者を募集するが、そのような内容を含めて提案していただき決定していきたいと考える。決定したら、議会に報告させていただく。

<木曾委員>

笠置町には有料の大きなキャンプ場があるが、参考にしてみようか。

<都市整備課長>

笠置町のキャンプ場の料金体制を参考にさせていただいた。今後も指定管理者と連携して、情報共有を図りたいと考えている。

<赤坂委員長>

指定管理をする前に、しっかりと細かいチェックリストを作ってやっていってもらいたい。

10 : 31

(3) 第54号議案 市道路線の認定及び変更について

・土木管理課長説明

10 : 33

〔質疑〕

<田中委員>

市道梅原1号線の延長は。

<土木管理課長>

変更前の延長が300.72メートルで、変更後は200.72メートルになる。一番狭いところの幅員が2メートルぐらいになる。

<田中委員>

集落内なのか。

<土木管理課長>

そうである。認定廃止する部分については、ほ場整備区域内であり、今回新たにほ場整備で拡張されるので、2メートルよりは広がる。

<小川委員>

市道認定されたら、路面やグレーチングの点検をお世話になれるのか。

<土木管理課長>

認定前に点検しているが、その後に傷んだ部分があれば、道路パトロール等で発見次第、修繕を行っていく。

10 : 37

[まちづくり推進部退室]

[産業観光部入室]

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第4号) 所管分
(産業観光部所管分)

・産業観光部長あいさつ

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

10 : 46

[質疑]

<木曾委員>

19ページ、畜産振興関係経費増について、亀岡市食肉センターは建築されてから大分経過している。機械や汚水の管理等も含めて老朽化しており、亀岡牛の今後の発展等を考えれば、もう少し改修の必要が出てくると思う。今後の計画を順次立てていただきたいと考えるがどうか。

<農林振興課長>

今回は特に緊急性の高い設備・施設の補正予算を計上させていただいた。実際に、亀岡市食肉センターからは9か所、3,000万円の改修の要望が出ている。その中で、今回緊急性の高い4か所から対応していきたいと考えている。

汚水の管理については、昨年度に600万円の汚水処理の管理経費がかかっている。その中で、現在は基準を満たして過している。

<木曾委員>

HACCPの認定はどこでもらうのか。

<農林振興課長>

HACCPについては、一般的衛生管理よりさらに基準が高いということで、令和3年6月に計上した計画に従い進めていくことになる。特に認定証をもえらえるというものではなく、計画や今後のプランを承認いただいたことになる。

<田中委員>

資料に「令和3年6月からは、HACCPの導入・運用が完全義務化された」とあるが、今回9月補正で施設改修の予算が上がっている。6月の義務化から改修までの間に空白期間があるが、それはよいのか。

<農林振興課長>

6月に計画を承認いただいたことになるが、順次基準を満たしていくという計画にしているので、今HACCPに違反しているわけではない。これを早急に改善していく

ことになり、年次計画の中でH A C C Pの基準を満たしていくことになる。

<菱田委員>

H A C C Pは計画に基づいてやっていけば、誰かが来てチェックするというものではないという認識でよいのか。

<農林振興課長>

京都府中丹西保健所と計画を策定している中で、京都府は随時中に入っているため、京都府に今回の改修についても報告していく。

<菱田委員>

京都府に報告すれば終わってしまうのか。それともその先に何かの手続きがあるのか。今後の改修計画も含めて示していただきたい。

<農林振興課長>

京都府中丹西保健所が定期的にチェックしている。今後は基準の中で、例えば、食中毒が起こらないように、通路に冷房の完備やボイラー設備の更新、運搬車の導入を順次やっていく。

<赤坂委員長>

改修計画書を提出いただけるか。

<農林振興課長>

提出する。

<木曾委員>

今後の事業計画・改修計画をしっかりと立てるべきである。

<産業観光部長>

亀岡市食肉センターについては、老朽化しているため、今後の改修には多額の費用がかかると考えるが、しっかりと計画を立てて、財政課と協議していききたいと思う。

<田中委員>

修繕する4か所は市の直営で、設計して発注するのか。

<農林振興課長>

そのとおりである。

<木曾委員>

29ページ、現年農業用施設災害復旧事業費増について、昨日、赤坂委員長が現場に行って見ていただいた。その中で、篠町王子について、この部分だけを復旧しても意味がないし、災害が起こると思う。あと100メートルほど伸ばせば、完全な災害復旧になると思うがどうか。

<農地整備課長>

災害復旧事業というのは、実際にずれている部分の現状復旧と位置づけられている。議員ご指摘のように、全体の復旧ができればよいが、ずれた箇所の現状復旧となっている。国が災害の査定のために、現地を確認して判断されることになる。

<木曾委員>

今後、災害復旧以外の部分でやるのか分からないが検討していただきたい。

<農地整備課長>

農道等施設については、地元の土地改良区や農家組合、区で管理をお世話になっている。工事に入る際には、関係者と協議し、対応していきたいと考える。

(2) 第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について

・商工観光課長説明

11 : 10

[質疑]

＜木曾委員＞

第3条で、「使用時間は午前9時から午後6時まで」となっているが、指定管理者が常駐するのか。

＜商工観光課長＞

今後、指定管理者を選定するにあたり、指定管理者から意見を聴取し、その上で指定管理者を決定していこうと考えている。その際に、民間のノウハウを参考にしながら、よりよい方法で、発信や対応を協議して進めて行きたいと思う。

＜木曾委員＞

近隣に住宅地があるので、騒音などいろいろな問題が想定されるが、警告や取締りをどのように行うのか。

＜商工観光課長＞

安全対策や対応、連絡などは十分に指定管理者と協議していく。また、今日まで、モニタリングを行って、いろいろな意見をいただいているので参考にしながらやっていく。特に、ごみ問題についても、様々な意見をいただいているので、指定管理者とよりよい方向に運営ができるように取り組んでいく。

＜木曾委員＞

モニタリングをやっていたとお聞きしているが、あのときは、川魚を焼いただけで、通常の臭いのきついBBQはやっていないのではないのか。

＜商工観光課長＞

協議会として、保津川漁業協同組合に協力いただいている関係で、今回、川の恵である鮎を焼いて食べさせていただいた。それと合わせて、お肉と焼きそば、ソーセージを焼いて検証させていただいた。

＜藤本委員＞

保津川水辺公園では、宿泊でキャンプをするのに、1人1,000円かかるが、川の駅・亀岡水辺公園は、デイキャンプ1回1,500円となっている。人数制限はないのか。

＜商工観光課長＞

当該施設は、エリアが限られており、保津川水辺公園とは大きな差がある。そのため、場所の大きさに、料金を設定させていただいた。BBQとデイキャンプは、1区画40平方メートルで1,500円となり、想定では5人ぐらいで使っていただけたと思う。5人を超えると、2区画で3,000円となるので、少人数であれば、川の駅・亀岡水辺公園の方が安くなる。大人数であれば、保津川水辺公園の方が安くなると考える。

＜小川委員＞

今まで地域で出てきている課題はクリアできているのか。

＜商工観光課長＞

一定地域からの御意見を聞く中で、事業を進めている。実際この先運営していく中で、新たな課題等も出てくるかと思うが、それらについても、指定管理者と一緒に対応していく。初めてのことなので、想定外のこともあると思うが十分対応していく。

<小川委員>

柔軟な対応をよろしくお願いする。

<木曾委員>

展示室は何を展示するのか。当初の計画では、保津川の舟運の歴史体験ができる施設ということで、この施設ができたが、その目的に沿った形での展示がされるのか。

<商工観光課長>

京都府から、歴史展示という形で示していただいている。施設が小さいため、いかに有効活用して、一定利益を上げていかなければならないと考える。展示については、壁や天井、モニター等を使って作っていく。スペース的には3時間1,000円で利用していただけるようにする。展示とスペースの利用の両方ができる形でやっていく。

<木曾委員>

第1条で「桂川舟運の歴史・文化の学習の場」となっている。当初から、あそこは舟運の歴史館をメインにしたいということで、必要なかどうか議論してきたが、パネルを少し貼って、モニターで見せて、それだけで桂川舟運の歴史と言えるのか。もう少し考えてもよいのではないか。その程度なら、今まで聞いていたことと若干違うように思う。私のイメージでは、過去の歴史からずっとパネルにして、そのときに使っていた道具などを展示して、歴史を学ぶというものだが、このままでは貸館のようになってしまうのではないのか。管理するのが大変であるので、少しでもお金を取るといった目的になっていないか。目的とネーミングを含めて、舟運の歴史館と銘打っているのだから、名前に恥じないような展示にしなければならないと思うがどうか。

<商工観光課長>

通常は、貸館的なものと展示的なものとで運営していきたいと考える。展示をメインにするのは、期間限定で、例えば、夏休みなど子どもたちが多く利用できるような時期には、充実した内容での展示にしていく。

<木曾委員>

そのようなことでは、当初の考えと全然違う。目的があやふやになっている。条例で施設の入館料を定めると思っていたのに、使用料となっていて驚いている。文化資料館は入館料として取っておられるので、それが正しいと思う。展示をおろそかにして、使用をメインにする形になっているのではないのか。そのようなところが本当に舟運の歴史館になるのか。

<商工観光課長>

建物が小さく、狭いのでなかなか、入館料を取ってとなるとたくさんの人に入っていないと思うので、施設の活用という観点からどうなのかという意見もあった。展示については、基本的に無料という形を取らせていただきたいと思う。先にも述べたが、期間を設けて充実した展示にしていきたいと考える。

<木曾委員>

桂川の舟運の歴史館は、歴史を体験できる場所であると銘打って、ここを京都府から受けたのではないのか。それは一体何だったのかという話になる。当初の目的と、今後の目的が違うのなら、「舟運の歴史館」という名前は取っ払って、ただの川の駅にすればよいのではないのか。それであればスムーズに受け入れられるかもしれない。市が舟運の歴史館として、いろいろと広報してきたのであれば、それに見合うものになっていかない限り認められないと思うがどうか。

<商工観光課長>

歴史展示については、一定の備えつけと期間を定めての活用を考えている。議員ご指摘の話については、施設の運営に関していろいろな人と話をする中でこのような形が

よいのではないかということで決めてきた。決して、展示をないがしろにするということではなく、多くの方に川の駅の歴史を知っていただき、学習の場として活用していただきたいと考えている。展示の増強も今後考えていく。

<赤坂委員長>

前もって、「このようにしようと思っている」という説明がないから理解しにくいことになっている。「桂川舟運の歴史」という文言を消したほうがよい。

<産業観光部長>

第1条の「桂川舟運の歴史・文化の学習の場」は、この施設にとって大切なことだと理解している。その中で、展示室を設けて、常設もあるが、期間を定めて充実した展示にしたり、講演をしてもらって学習の場としていくようなことを考えている。今後も、委員会に報告させていただきながら進めていきたいと思う。

<赤坂委員長>

前もって意思疎通の連携が取れていなければ困る。細かく検証して、マニュアル作りをしていただきたい。

<木曾委員>

そもそもあの建物は最初からあの広さしかなかったではないか。それなのに、なぜ展示もできないような施設を舟運の歴史館にしたのか。あれを水辺公園の管理棟にすると言えば分かる。

<田中委員>

あやふやな内容で、指定管理者も決まっていらないのにどこで話をしたのかと思う。条例も何も決まっていらないのに、「こんなものでいきましょうか」で決まること自体おかしい。京都府も安易にあそこに造って「亀岡市が引き取ってください」となっている。このままでは、私は賛成できない。

<赤坂委員長>

展示室を含めてうまく工夫できるのか。

<商工観光課長>

舟運の歴史を十分勉強していただけるような内容にしていく。また、展示室の利活用についてもできるようにする。

<赤坂委員長>

コンパクトにしようと思ったら幾らでもできる。ボタンを押したら映像が流れるようなことなど、目的に掲げている以上はしっかりとやってもらいたい。

<小川委員>

いろいろな協議があったと思うが、条例の中に掲げたことはしっかりとやってもらいたいし、情報共有もしっかりと願います。

<田中委員>

市がもっている構想が非常にあやふやである。具体的に展示がどのようなものかを示していただきたい。

<商工観光課長>

展示については、文化資料館と保津川遊船企業組合が、所有する歴史的な資料等を使用していきたいと考える。

<藤本委員>

基本は常設展として、それだけのものを確保して、誰が来られてもタイトルに見合う施設と感じられるものでないといけない。それがメインで、貸館はあくまでも言ってこられたときのサブであるということにしないと趣旨が違ってしまう。

<商工観光課長>

常設の展示についても、十分見ていただけるような内容にしていく。期間を定めての展示も常設以上の展示内容を考え、舟運の歴史を勉強していただけるようなものにしていく。

<木曾委員>

結局これは、トップダウンで決めてしまうからこのようなことになってしまう。そもそも準備段階から、計画があって、その計画に基づいて京都府と協議して、舟運の歴史が学べるように、きめ細かく組み込まれていたらこのような話になっていない。この話はこれからの亀岡市の市政運営に関わる問題であり、市長も提案理由説明の中で、舟運の歴史と言っておられる。あの建物の全てを歴史館にして、入場料を取るほうが正しと思う。貸館にしようとするから無理が出るし、ＢＢＱをメインにしないといけなくなる。施策をしっかりと置いて、基本的な考え方を備えていかなければ、市民がこの条例を生かせない。この条例は、市長のためでも、課長のためでも、我々のためのものでもない。市民の公共の福祉に関する部分の中でやっていかなければならないという認識が欠如しているのではないかと思う。この条例を出す前にもう少し協議して進めるべきだったと思うし、非常に不可解である。

<産業観光部長>

桂川舟運の歴史・文化の学習の場ということは大切なことなので、条例に沿った形の中で、しっかりと盛り込んでいけるように進めていきたい。また、今後委員会に対して、報告を十分していく。

<赤坂委員長>

このようにするということを早急に説明いただきたい。

<田中委員>

部長の話の中で、条例に沿った形の中でやっていきたいと言われたが、このようなことがしたいから、条例ができるのではないのか。条例が先にありきではないと思う。

<藤本委員>

本来の条例の趣旨から言えば、別表第１と２は違うので外すべきではないのか。

11 : 53

(3) 第53号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

・農地整備課長説明

[質疑なし]

11 : 55

[産業観光部退室]

[委員間討議]

<木曾委員>

第9号議案について、舟運の歴史が全く感じられないような展示室の内容であり、

今まで協議してきた内容とは大きくかけ離れたものだった。議会としては慎重に審議すべきであると思うので、皆さんと委員間討議を行いたいと考える。

<田中委員>

先ほどの質疑を聞いていても納得できない。できるなら取り下げていただきたいぐらいである。

<藤本委員>

設置目的と、料金表が異質のものであるので、このままというのは非常に厳しい。これを外すなり考えなければ、このままいけば、貸会場のようになってしまうので、慎重に扱う必要があると思う。

<田中委員>

できれば継続審査にさせていただき、もう少し、理事者側も内容を詰めていただきたい。条例があって、内容があるわけではないと考えるので、はっきりしてもらいたい。

<木曾委員>

もう少し議論して、理事者側からもしっかりとした説明を受けて、条例を整理して一旦継続審査にして、ネーミングや展示室の料金設定も含めて継続して審査していくべきである。

<小川委員>

もう一度執行部の話を聞きたいと思う。

<菱田委員>

当初からいろいろな議論があったが、いきなり条例を出してくるのではなく、随時の報告をしてほしかった。第1条の設置目的も欲張り過ぎていて、オールマイティになっている。オールマイティにするのなら、経過をもう少し詳しく聞いて、その中で判断したい。

<小川委員>

しっかり施設が利用できるような形でしてもらいたい。

<赤坂委員長>

皆さん一致しているので、継続審査という形でいきたいと思う。

<休憩 12:03～13:00>

4 討論～採決

[討論なし]

<赤坂委員長>

予備日を設けて再審査とする「第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について」を除く議案について、採決を行う。

[採決]

・第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分

可決・全員

・第3号議案 令和3年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）

可決・全員

- ・ 第 9 号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について

保留

- ・ 第 10 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・全員

- ・ 第 53 号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

可決・全員

- ・ 第 54 号議案 市道路線の認定及び変更について

可決・全員

13 : 03

<決算分科会 13 : 03 ~ 13 : 45>

5 その他

（１）議会だよりの掲載内容について

<赤坂委員長>

議会だよりの掲載内容については、第 9 号議案、川の駅・亀岡水辺公園条例の制定についての採決が保留となったので、後日協議する。

（全員了）

<赤坂委員長>

産業観光部より、「第 9 号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について」、もう一度説明させてほしいとの申出があったので、行政報告のあと、説明を聞くこととしてよいか。

（全員了）

[産業観光部入室]

（２）亀岡市事業者支援交付金事業について（産業観光部行政報告）

[商工観光課長 資料に基づき説明]

13 : 50

[質疑]

<小川委員>

資料に「事業者数によっては、1 事業者あたりの補助金額の調整を行う」と記載があるが、補助額 20 万円は増減することがあるのか。

<商工観光課長>

事業者数については、国から月次支援金の情報をいただくことになっている。この月次支援金の広報も合わせてやっていく中で、個人・中小問わず、20 万円を想定している。市内の事業者数が約 3,500 あり、東京リサーチの調査では、地域で、

事業者全体の３％ほどがコロナにより厳しい状況を強いられていると聞くので、概ね１００件程度を想定している。どのくらい出てくるか分からないが、今想定では一律２０万円を補助する予定である。

<菱田委員>

必要書類は。

<商工観光課長>

事業者の負担にならないように、国の月次支援金制度を受けておられる場合は、受けておられる書類を申請につけていただく。申請されない事業所においては、国からの情報をもって、申請を促していく。

<菱田委員>

できるだけ簡略化して、適正に処理していただくよう要望しておく。

<木曾委員>

亀岡商工会議所のホームページ等で周知することだが、亀岡商工会議所に入っておられない方もいるし、インターネット等を使用していない方もおられるが、１００事業者で、ある程度事業所の目途が立っているのなら、通知してあげるのも一つの方法であると思うがどうか。

<商工観光課長>

これまでのクーポン券事業等で、事業者のメールアドレスを聞いているので、その辺りを活用して、周知を図っていければと考えている。

<木曾委員>

個別に通知できるのか。

<商工観光課長>

国から情報をもらうので、そこに向けて周知するとともに、国の制度を利用されていないところにも周知していく。

<産業観光部長>

きめ細かな対応に努める。

14:01

（３）第９号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について（追加説明・質疑）

<赤坂委員長>

次に、第９号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について、理事者より追加説明をいただくこととする。

<商工観光課長>

午前中に、展示についてご意見をいただいたところであるので、再度御説明させていただきます。

今、常設の展示と、イベント的に開催する展示を考えており、配布資料は、常設展示について、イメージ図を示したものである。下の一番左が入り口から入った通路になり、通路の壁にパネルや図を備え付ける。真ん中が展示室になり、壁にはパネル等を展示し、中央にはアクリルケースを設置し展示する。右側になるが、一番奥には、大型のモニターを設置して、舟運等の配信をする。天井には、船の模型の展示等を考えている。全く何もないようなことはなく、展示はするが、その利用の中で、展示室を貸してほしいという申出があれば、３時間１，０００円で貸出しも可能にしていきたいと考えている。現在、このようなことに絶対使われるということはないが、想定として、学校単位や子ども会に貸し出し、学習してもらうということも一つであると考えている。それ以外にも想定していかなければならないが、展示物

を移動させたりして、対応していきたいと思う。

<木曾委員>

大体想像はついたが、想像どおりであった。展示というよりも、掲示である。その程度のものであることがよく分かった。

展示室の使用料が安いので、例えば、1団体が長期的に借りて、物販を行うようなことがあるかもしれないので、一定の歯止めが必要であると思う。そのようなときは、誰が・どこで・どのようにチェックするのか。指定管理者に全て任せるのか。

<商工観光課長>

指定管理者と協議して進めて行く予定である。使用方法については、しっかりと明確にして、本来の趣旨に沿った形での貸出しが当然になってくるので、事前の協議を十分にしていく。

<木曾委員>

「桂川舟運の歴史」という言葉は、第5次亀岡市総合計画や当初予算、補正予算などに出てきて、我々に説明したにもかかわらず、このような施設の利用はあまりにもひどいと感じる。今まで説明いただいた内容とかけ離れた条例の内容になっているので、非常に残念に思うがどうか。

<産業観光部長>

舟運歴史館として施設を運用するにあたり、各計画に上げてきたところである。そのような中で今回条例として上げさせていただいたが、条例の内容と舟運歴史館の内容が乏しいという御意見だと承った。あれだけのスペースにはなるが、展示内容については、京都府や関係機関と協議する中で、より実のある内容になるように努めていく。

<木曾委員>

先ほどの課長の説明で、展示室を貸し出すときには、展示物を移動させることもあるという思いがあること自体が、そもそも常設展示という状況ではないと思う。市民に説明がつかない内容になっている。説明を聞けば聞くほど疑問が出てくる。

<藤本委員>

これだけの狭いスペースの中に、舟運歴史館というタイトルで今まで企画されてきたのだから、常設展示として、内容が充実したもので、来た人に満足してもらえるようにしなければならない。貸館でやっていこうとするならば、しっかりとした駐車場の整備も必要である。本当ならば、常設展を充実させて、無料であるのが一番よいが、無料では駄目だということであれば、1人100円でもいただいて、勉強になる施設にするべきである。

<産業観光部長>

充実した展示になるようにやっていきたいと考えるし、もちろん無料で見てもらいたいと思っている。ただ、アクティビティで利用される方が、荷物を置かれたり、自治会の子ども会で催しをされるときなどに使用料を設定させていただいた。

<赤坂委員長>

歴史館というと、船1隻を展示するというイメージだが、バーチャル歴史館のように小さくても行ってみたいと思えるようにしていただきたい。しっかり、部屋を分けてすべきである。

もう一度予備日を使って、説明していただきたいと思うがどうか。

<商工観光課長>

イメージ図を再度示させていただければよいか。

<赤坂委員長>

部屋を分けて、しっかりと展示を示していただきたい。

<産業観光部長>

その辺りの御意見も踏まえながら、再度考えさせていただく。

<木曾委員>

先ほど部長がおっしゃたように、あの施設は荷物置きや休憩場所としか利用できない。それが本音であると思うので、それならば、舟運歴史館と言わなければいいし、一時休憩所にすればいい。舟運歴史館に見合うようにしようと思えば無理が出てくる。しっかりもう一度出し直したほうがよいと思う。

<産業観光部長>

再度示す。私どもは桂川舟運の歴史・文化の学習の場として位置づけたいと考えるので、検討して進めていく。その中で、それ以外での利用の仕方ということで提案させていただいた。

<小川委員>

ネーミングや設置目的などの経過をもう一度説明いただきたい。

<赤坂委員長>

議員は市民に説明していかなければならないので、説明しやすいように、我々に説明いただきたい。

<産業観光部長>

再度、案を作らせていただくので、御理解を賜りたいと思う。

<赤坂委員長>

たくさんのやり方があるはずであるので、考えていただきたい。後日再度説明いただくのでよろしくお願いします。

14：21

[産業観光部退室]

<赤坂委員長>

次回10月22日に再度、産業観光部より説明を受けることとしてよいか。

(全員了)

～散会 14：24